

土木工事共通仕様書新旧対照表 (平成20年8月改訂)					
編章節条	改訂前 (平成19年度)	編章節条	改訂後 (平成20年度)	改訂区分	改訂理由
第1編	共通編	第1編	共通編		
第3章	無筋・鉄筋コンクリート	第3章	無筋・鉄筋コンクリート		
第3節	コンクリート	第3節	コンクリート		
3-3-2	レディーミクストコンクリート	3-3-2	レディーミクストコンクリート		
	1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示 認定 工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。		1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示 認証 工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	*変更	誤字の修正
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編		
第1章	一般施工	第1章	一般施工		
第10節	仮設工	第10節	仮設工		
		1-10-23	足場工		
			請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、 <u>「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」</u> によるものとし、 <u>手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。</u>	*新規	重要な労働災害の大きな要因の一つである足場からの墜落事項について、当該工法が安全性や安心感の向上に効果があり、市場からの円滑な調達が可能であることが、特記仕様書に基づく数年間の使用実績を通じて確認できたので、足場からの墜落事故防止対策に万全を期すため、共通仕様書へ記載することとした。
第11編	公園緑地編	第11編	公園緑地編		
第1章	基盤整備	第1章	基盤整備		
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準		
	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書-敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編（プール工）・休養施設編（昭和57年3月） 日本道路協会 道路土工要綱（昭和61年11月） 建設省 建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成6年7月） 土質工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成12年3月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成7年10月）		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 <u>（改訂第2版）（平成16年10月）</u> <削除> <u>国土交通省</u> 建設副産物適正処理推進要綱 <u>（平成14年5月）</u> 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル <u>（平成16年9月）</u> <u>地盤</u> 工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成12年3月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 <u>（平成18年11月）</u>	*変更	基準書を最新版に修正など

土木工事共通仕様書新旧対照表 (平成20年8月改訂)					
編章節条	改訂前 (平成19年度)	編章節条	改訂後 (平成20年度)	改訂区分	改訂理由
1-4-8	作業残土処理工 作業残土処理工の施工については、第1編2-3-7作業残土処理工の規定によるものとする。	1-4-8	作業残土処理工 作業残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定によるものとする。	*変更	
第2章 第2節	植栽 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書-敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編(プール工)・休養施設編(昭和57年3月)	第2章 第2節	植栽 適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (改訂第2版) (平成16年10月)	*変更	基準書を最新版に修正
2-3-3	高木植栽工 2.(5) 請負者は、 かん水 については、根廻りに良質土を入れた後、泥水が根に接着するよう行わなければならない。	2-3-3	高木植栽工 2.(5) 請負者は、 灌水 については、根廻りに良質土を入れた後、泥水が根に接着するよう行わなければならない。	*変更	灌水に統一
	2.(9) 請負者は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じて かん水 をしなければならない。	2.(9)	請負者は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じて 灌水 をしなければならない。	*変更	灌水に統一
2-3-6	地被類植栽工 1. 請負者は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植付けについては、下地を十分に耕し、ごみ、がれき、雑草など、生育に支障となるものを除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、容易に抜けないよう軽く押さえて静かに かん水 しなければならない。	2-3-6	地被類植栽工 1. 請負者は、リュウノヒゲ、ササなどの地被類の植付けについては、下地を十分に耕し、ごみ、がれき、雑草など、生育に支障となるものを除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、容易に抜けないよう軽く押さえて静かに 灌水 しなければならない。	*変更	灌水に統一
	3. 請負者は、芝張付け完了後から引渡しまでの間、目土が掘れないように 灌水 を行わなければならない。	3.	請負者は、芝張付け完了後から引渡しまでの間、目土が掘れないように 灌水 を行わなければならない。	*変更	灌水に統一
2-3-8	花壇植栽工 2. 請負者は、花卉類の植栽については、開花時に花が均等になるように、設計図書的支持による高さにそろえて模様が現れるようにし、容易に根が抜けないように軽く押さえて静かに かん水 しなければならない。	2-3-8	花壇植栽工 2. 請負者は、花卉類の植栽については、開花時に花が均等になるように、設計図書的支持による高さにそろえて模様が現れるようにし、容易に根が抜けないように軽く押さえて静かに 灌水 しなければならない。	*変更	灌水に統一
2-4-3	根回し工 4. 請負者は、根鉢の周りは良質土で埋戻し、十分な 灌水 を行わなければならない。	2-4-3	根回し工 4. 請負者は、根鉢の周りは良質土で埋戻し、十分な 灌水 を行わなければならない。	*変更	灌水に統一

土木工事共通仕様書新旧対照表 (平成20年8月改訂)					
編章節条	改訂前 (平成19年度)	編章節条	改訂後 (平成20年度)	改訂区分	改訂理由
2-4-5	根株移植工 (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成を図るため、成木のみならず森を構成する林床の灌水、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物そして埋土種子など多様な生物生体的可能性を根株と共にセットで移植しようとする、自然植正の生態復元の工法であり、請負者は本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。	2-4-5	根株移植工 (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成を図るため、成木のみならず森を構成する林床の灌水、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物そして埋土種子など多様な生物生体的可能性を根株と共にセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、請負者は本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。	*変更	誤字の修正
2-4-7	地被類移植工 地比類移植工の施工については、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、公園緑地編2-3-6の地比類植栽工の規定によるものとする。	2-4-7	地被類移植工 地被類移植工の施工については、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、公園緑地編2-3-6の地被類植栽工の規定によるものとする。	*変更	誤字の修正
第3章	施設設備	第2章	植栽		
第2節	適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書-敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編(プール工)・休養施設編(昭和57年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 運動施設編(改訂版)・遊戯施設編・管理施設編(昭和56年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 運動施設編(改訂版)(平成8年4月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 便益施設編(便所工)・その他(防災的役割を持つ都市公園(防災公園)の公園施設編・身障者を考慮した公園施設編)(昭和58年11月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準(昭和59年10月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説(昭和56年4月)	第2節	適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(改訂第2版)(平成16年10月) <削除> 日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり【都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説】(平成20年2月) 都市緑化技術開発機構 防災公園計画・設計ガイドライン(平成11年8月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月) 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説(昭和54年1月)	*変更	基準書の見直し等
第4章	グラウンド・コート整備	第4章	グラウンド・コート整備		
第2節	適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書-敷地造成編・園路広場編・修景施設編・運動施設編(プール工)・休養施設編(昭和57年3月)	第2節	適用すべき諸基準 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(改訂第2版)(平成16年10月)	*変更	基準書を最新版に修正